

令和8年1月7日改定

高知工科大学における研究費の不正使用防止に関する基本方針

学長（最高管理責任者）

高知工科大学は、研究費の不正使用を防止し、適正な運営及び管理を行うため、以下のとおり研究費の不正使用に関する基本方針を定める。

1 責任体系の明確化

① 研究費の運営・管理に関わる責任体系の明確化

研究費の運営・管理に関わる各責任者は、不正防止対策に関して学内外に責任を持ち、積極的に推進していく。大学は、各責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表する。

② 監事に求められる役割の明確化

監事は、本学の業務運営等を監査し、学長に直接意見を述べる立場にあることから、研究費の運営・管理についても重要な監査対象として確認し、その結果を教育研究審議会において定期的に報告するとともに、意見を述べるよう求める。

③ 構成員の取るべき行動の明確化

大学は、全ての構成員の不正防止意識の向上と浸透のため、構成員として取るべき行動を行動規範として明確化し、コンプライアンス教育において周知徹底する。また、その内容を学外に公表する。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

① コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）

研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育と不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

② ルールの明確化・統一化

研究費に係る事務処理手続きに関するルールを明確に定め、必要に応じて見直しを行うとともに、統一的運用を図る。また、研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。

③ 職務権限の明確化

研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任を明確に定め、学内で理解を共有する。

④ 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

学内外からの告発等を受け付ける窓口を設置するとともに、不正に係る調査の体制、手続、処分に関すること等を明確に示した規程等を定める。また不正に係る調査の結果、処

分等は、学内に周知する。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- ① 不正防止計画の推進を担当する部署を設置する。
- ② 不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施する。

4 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題を把握できるよう、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。

5 情報発信・共有化の推進

研究費の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を設置するとともに、研究費の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表する。

6 モニタリングの在り方

大学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施するとともに不正が発生する要因の分析、不正が発生するリスクに対する重点的かつ機動的な監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。